府令・省令

○内閣府厚生労働省令第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　後藤　茂之

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十三条**　法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 ［イ～ハ　略］ ニ　法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 ホ　［略］ ［二～四　略］	（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十三条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 ホ　［同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○総務省令第十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第六十六条第二項から第四項まで、第六十七条第二項及び第三項、第七十条第一項及び第二項並びに第七十七条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金に関する省令を次のように定める。

令和四年三月十八日

総務大臣　金子　恭之

省　令

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金に関する省令

（新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金の算定に用いる資料の提出）

第一条　道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該道府県の地方税法（以下「法」という。）附則第六十六条第二項に規定する固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。

2　市町村長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村の法附則第六十六条第三項に規定する固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額及び法附則第六十七条第二項に規定する都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。

（端数計算）

第二条　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金の額を算定する場合及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金を交付する場合においては、特別な定めがある場合のほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

（各地方公共団体に交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の算定方法）

第三条　法附則第六十六条第二項の規定により各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額は、同項に規定する各道府県における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務大臣が調査した額とする。

2　法附則第六十六条第三項の規定により各市町村に対して交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額は、同項に規定する各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務大臣が調査した額とする。

3　法附則第六十六条第四項の規定により、当該年度の同条第一項に規定する固定資産税減収補塡特別交付金総額（以下この条において「固定資産税減収補塡特別交付金総額」という。）が、当該年度において各地方公共団体について同条第二項及び第三項の規定により算定した固定資産税減収補塡特別交付金の額の合算額を超える場合には、各地方公共団体に交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額に、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ当該各号に定める額を加算するものとする。

一　道府県　次の算式によって算定した額

算式

（A－B）×C／B

算式の符号

A　固定資産税減収補塡特別交付金総額

B　各地方公共団体について前2項の規定により総務大臣が調査した額の合算額

C　当該道府県について第1項の規定により総務大臣が調査した額

二　市町村　次の算式によって算定した額

算式

（A－B）×C／B

算式の符号

A　前号の算式の符号Aに同じ。

B　前号の算式の符号Bに同じ。

C　当該市町村について前項の規定により総務大臣が調査した額